

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述は、免許を要しない無線局のうち発射する電波が著しく微弱な無線局について述べたものである。電波法施行規則（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 電波法第4条（無線局の開設）第1項第1号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。

(1) 当該無線局の無線設備から3メートルの距離において、その電界強度（注）が、次の表の左欄の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる値以下であるもの

注 総務大臣が別に告示する試験設備の内部においてのみ使用される無線設備については当該試験設備の外部における電界強度を当該無線設備からの距離に応じて補正して得たものとし、人の生体内に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態においてのみ使用される無線設備については当該生体の外部におけるものとする。

周波数帯	電界強度
322MHz以下	毎メートル <input type="text" value="A"/>
322MHzを超え10GHz以下	毎メートル <input type="text" value="B"/>

(2) 当該無線局の無線設備から500メートルの距離において、その電界強度が毎メートル200マイクロボルト以下のもの
であって、総務大臣が用途並びに電波の型式及び周波数を定めて告示するもの

(3) 標準電界発生器、 その他の測定用小型発振器

② ①の(1)の電界強度の測定方法については、別に告示する。

A	B	C
1 100マイクロボルト	35マイクロボルト	ラジオゾンデ
2 100マイクロボルト	150マイクロボルト	ヘテロダイン周波数計
3 500マイクロボルト	35マイクロボルト	ヘテロダイン周波数計
4 500マイクロボルト	150マイクロボルト	ラジオゾンデ

A-2 アマチュア無線局の落成後の検査に関する記述として、電波法（第10条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備について検査を受けなければならない。
- 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その無線設備について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行う検査を受け、その検査の結果を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

A-3 次の記述は、無線局の免許人の申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が 、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 と認めるときは、その指定を変更することができる。

A	B
1 通信の相手方、通信事項	電波の規整その他公益上必要がある
2 通信の相手方、通信事項	混信の除去その他特に必要がある
3 識別信号	電波の規整その他公益上必要がある
4 識別信号	混信の除去その他特に必要がある

A-4 次の記述は、アマチュア無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を A 、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、 B 。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 C その免許状を返納しなければならない。

A	B	C
1 廃止するときは	免許は、その効力を失う	1箇月以内に
2 廃止するときは	その無線設備を撤去しなければならない	10日以内に
3 廃止したときは	その無線設備を撤去しなければならない	1箇月以内に
4 廃止したときは	免許は、その効力を失う	10日以内に

A-5 電波の質に関する記述として、電波法（第28条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 送信設備に使用する電波の変調度及び周波数の安定度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 2 送信設備に使用する電波の周波数の偏差、空中線電力の偏差等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 3 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 4 送信設備に使用する電波の変調度及び周波数の安定度、空中線電力の偏差等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

A-6 次の記述は、「スプリアス発射」及び「帯域外発射」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「スプリアス発射」とは、 A 外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを B に影響を与えないで低減することができるものをいい、高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射を含まないものとする。
- ② 「帯域外発射」とは、 A に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。

A	B
1 必要周波数帯	情報の伝送
2 必要周波数帯	特性周波数
3 指定周波数帯	情報の伝送
4 指定周波数帯	特性周波数

A-7 次の表の記述は、電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波の型式 の記号	電波の型式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
G1E	角度変調であって位相変調	<input type="text"/> A <input type="text"/>	<input type="text"/> B <input type="text"/>

A	B
1 アナログ信号である単一チャネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
2 アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
3 デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
4 デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電話（音響の放送を含む。）

A-8 次の記述は、送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子について述べたものである。無線設備規則（第16条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、次の条件に適合するものでなければならない。

- (1) 発振周波数が A あらかじめ試験を行って決定されているものであること。
- (2) 恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の温度係数に B 維持するものであること。

A

- 1 当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路により
- 2 当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路により
- 3 シンセサイザ方式の発振回路により
- 4 シンセサイザ方式の発振回路により

B

- かかわらず発振周波数を一定に応じてその温度変化の許容値を正確にかかわらず発振周波数を一定に応じてその温度変化の許容値を正確に

A-9 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第53条及び第54条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合には、 A 、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 - (1) 免許状に B であること。
 - (2) 通信を行うため C であること。

A

- 1 無線設備の設置場所
- 2 無線設備の設置場所
- 3 無線設備
- 4 無線設備

B

- 記載されたものの範囲内
記載されたもの
記載されたものの範囲内
記載されたもの

C

- 必要最小のもの
十分なもの
十分なもの
必要最小のもの

A-10 擬似空中線回路の使用に関する記述として、電波法（第57条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、電波法第3章（無線設備）の技術基準に適合する擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 2 無線局は、電波を放射しようとするときは、なるべく擬似空中線回路を使用して送信機が正常に動作するかどうかを確かめなければならない。
- 3 無線局は、無線設備の機器の試験を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 4 無線局は、電波法第18条（変更検査）の検査に際して運用するときは、擬似空中線回路を使用しなければならない。

A-11 次の記述は、一般通信方法における無線通信の原則について述べたものである。無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① A 無線通信は、これを行ってはならない。
- ② 無線通信に使用する用語は、 B なければならない。
- ③ 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- ④ 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、 C なければならない。

A

- 1 暗語による
- 2 暗語による
- 3 必要のない
- 4 必要のない

B

- なるべく略符号又は略語を使用し
できる限り簡潔で
できる限り簡潔で
なるべく略符号又は略語を使用し

C

- 直ちに訂正し
通報の終了後「HH」又は「訂正」を前置して、訂正し
直ちに訂正し
通報の終了後「HH」又は「訂正」を前置して、訂正し

A-12 次の記述は、モールス無線通信の通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更を要求しようとするときに順次送信すべき事項を掲げたものである。無線局運用規則（第34条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① QSU又はQSW若しくは 1回
- ② 変更によって使用しようとする周波数（又は電波の型式及び周波数） 1回
- ③ ?（「」を送信したときに限る。） 1回

	A	B
1	QSY	QSU
2	QSY	QSW
3	QRX	QSU
4	QRX	QSW

A-13 次の記述は、モールス無線通信における通報の送信の終了について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第36条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に続いて次に掲げる事項を順次送信するものとする。

- (1)
- (2)

	A	B
1	— · · · — · · ·	— · —
2	— · · · — · · ·	· · · — · —
3	· — · — ·	— · —
4	· — · — ·	· · · — · —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 「送信機の電力を減少してください。」を示すQ符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 — · — · · · · — —
- 2 — · — · · · · — — ·
- 3 — · — · — · · · · —
- 4 — · — · — · · — — ·

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合する組合せはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

字句	モールス符号
1 BELMOPAN	— · · · · · — · · · — — — — · — — · — —
2 CASTRIES	— · — · — — · · · — · — · · · · · · · · ·
3 KINGSTOWN	— · — · · — · — — · · · — — — — · — — —
4 WASHINGTON	· — — — · — · · · · · · · · · · — — — — · — — —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 PKWBF C 8 ? を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 · — — · — — · — — — · · · · · — — · — — — · — — —
- 2 · — — · — — · — — — · · · · · — — · — — · — — · — —
- 3 · — · — — · — — — · · · · · — — · — — — · — — · — —
- 4 · — — · — — · — — — · · · · · — — · — — — · — — · — —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 次の記述は、アマチュア無線局の無線設備が技術基準に適合していない場合について述べたものである。電波法（第71条の5及び第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、 **A** を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①を命じたときは、 **B** を無線局に派遣し、その無線設備等（注1）を検査させることができる。

注1 無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。

A

- 1 3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止
- 2 3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止
- 3 その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきこと
- 4 その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきこと

注2 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

B

- その職員
- 登録検査等事業者（注2）
- その職員
- 登録検査等事業者（注2）

A-18 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞^{おそれ}がある場合においては、人命の救助、 **A**、交通通信の確保又は **B**のために必要な通信を **C**に行わせることができる。
- ② 総務大臣が①の規定により **C**に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

A

- 1 財産の保全
- 2 財産の保全
- 3 災害の救援
- 4 災害の救援

B

- 秩序の維持
- 電気の供給
- 電気の供給
- 秩序の維持

C

- 電気通信事業者
- 無線局
- 電気通信事業者
- 無線局

A-19 次の記述は、社団（公益社団法人を除く。）であるアマチュア局の免許人が行わなければならないことを述べたものである。電波法施行規則（第43条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

社団であるアマチュア局の免許人は、その **A** に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。） **B** なければならない。

A

- 1 定款及び理事
- 2 定款及び理事
- 3 代表者
- 4 代表者

B

- に届け出
- の許可を受け
- の許可を受け
- に届け出

A-20 総務大臣に対する報告に関する記述として、電波法（第80条及び第81条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、非常通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 無線局の免許人は、有害な混信を受けたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 無線局の免許人は、無線局運用規則の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

A-21 局の技術特性に関する記述として、無線通信規則（第3条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 送信局は、主管庁が定める周波数の許容偏差に従うよう努力するものとする。
- 2 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、無線通信規則に適合しなければならない。
- 3 受信機の動作特性は、その受信機が、そこから適当な距離にあり、かつ、無線通信規則に従って運用している送信機から混信を受けないようなものを採用するものとする。
- 4 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。

A-22 無線局からの混信を防止するための措置として、無線通信規則（第15条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 送信局は、業務を満足に行うため必要な最小限の電力で輻射する。
- 2 混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しなければならない。
- 3 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。
- 4 すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。

A-23 局の許可書に関する記述として、無線通信規則（第18条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
- 2 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。
- 3 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない（無線通信規則に定める例外を除く。）。
- 4 送信局の属する国の政府は、その送信局の通信の相手方である受信局の設置者又は運用者に、必要に応じて許可書を発給することができる。

A-24 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の A 一般規定は、アマチュア局に適用する。
- ② アマチュア局は、その伝送中 B 自局の呼出符号を伝送しなければならない。
- ③ 主管庁は、 C にアマチュア局が準備できるよう、また通信の必要性を満たせるよう、必要な措置をとることが奨励される。

A	B	C
1 技術特性に関する	短い間隔で	緊急時
2 技術特性に関する	30分を標準として	災害救助時
3 すべての	30分を標準として	緊急時
4 すべての	短い間隔で	災害救助時

B-1 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により ア の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が イ に適合していると認められた後でなければ、 ウ してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項又は第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る エ を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 オ することができる。

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| 1 無線設備の設置場所 | 2 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所 |
| 3 電波法第3章（無線設備）に定める技術基準 | 4 その許可の内容 |
| 5 許可に係る無線設備を運用 | 6 当該無線局の無線設備を運用 |
| 7 検査の結果 | 8 点検の結果 |
| 9 当該検査を省略 | 10 その一部を省略 |

B-2 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

高圧電気（高周波若しくは交流の電圧 ア 又は直流の電圧 イ を超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、 ウ 、絶縁遮蔽体又は エ の内に收容しなければならない。ただし、 オ のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 300ボルト | 2 350ボルト |
| 3 600ボルト | 4 750ボルト |
| 5 物件に損傷を与えないように | 6 外部より容易に触れることができないように |
| 7 接地された金属遮蔽体 | 8 金属遮蔽体 |
| 9 無線従事者 | 10 取扱者 |

B-3 無線電話通信の一般的方法に関する記述として、無線局運用規則（第18条、第19条の2及び第22条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

ア 無線局は、相手局を呼び出そうとするとき（注）は、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。

注 遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合を除く。以下同じ。

イ 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、送信機を通常の動作状態に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。

ウ 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、自局の発射しようとする電波の周波数によって1分間聴守しなければならない。

エ 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。

オ 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、少なくとも3分間の間隔を置かなければ呼出しを再開してはならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア FOXTROT	••—• ——— —••— — —•• ——— —
イ GOLF	——• ——— •—•• ••—•
ウ HOTEL	•••• ——— — ••••
エ INDIA	•• •— —••• •• —•
オ JULIETT	•—— ••— •—• •• • — —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて ア の停止を命じ、又は期間を定めて イ を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は同法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
- (3) ウ に従わないとき。
- (4) 免許人が エ に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から オ を経過しない者に該当するに至ったとき。

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1 無線局の運用 | 2 電波の発射 |
| 3 電波の型式及び周波数 | 4 運用許容時間、周波数若しくは空中線電力 |
| 5 ①の命令又は制限 | 6 電波法第71条（周波数等の変更）の命令 |
| 7 刑法 | 8 電波法又は放送法 |
| 9 2年 | 10 3年 |

B-6 局の識別に関する記述として、無線通信規則（第19条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア すべての伝送は、識別信号その他の手段によって識別され得るものでなければならない。しかしながら、技術の現状では、一部の無線方式（例えば、無線測位、無線中継及び宇宙通信）については、識別信号の伝送が必ずしも可能ではないことを認める。
- イ 多数の局が同時に通信するときは、各自の識別信号又はすべての関係局の識別表示を伝送しなければならないとの要件は適用しない。
- ウ アマチュア局は、特別とりきめにより国際符字列に基づかない識別信号を持つことができる。
- エ アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
- オ 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送はすべて禁止する。